項目	質問等	回答
認知症介護に係る基礎的な研修の受講	地域密着型サービス対象者の資料本文の6ページ、認知症介護に係る基礎的な	ご指摘ありがとうございます。
	研修の受講についての説明の中で、以下に該当する方を除き、「認知症介護基	貴見のとおり、現在記載の「医療・福祉関係資格の所持者」等は、あくまで一例となるため、以下の点を修正いたしました。
	礎研修」を受講させる義務が生じますと説明のある表において、右記の医療・	今後、記載している資格以外で、判断に迷われる場合は、当室にお問い合わせください。
	福祉関係資格の所持者の欄に柔道整復師が入っていません。確認・訂正してく	
	ださい。介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の資料本文9ページも同	【修正内容】
	様です。確認・訂正してください。	介護保険サービス事業者に係る集団指導資料(認知症介護に係る基礎的な研修の受講)
		● 6ページ 7 行目
		修正前:・以下に該当する方を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。
		修正後:・以下に該当する方等を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。
		● 6 ページ表中
		右記の医療・福祉関係資格の所持者に「柔道整復師」を追記。
		介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る集団指導資料(認知症介護に係る基礎的な研修の受講)
		● 9ページ 7 行目
		修正前:・以下に該当する方を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。
		修正後:・以下に該当する方等を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。
		●9ページ表中
		右記の医療・福祉関係資格の所持者に「柔道整復師」を追記。